

銚子市告示第4号

本市の区域内の町の区域及び名称を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この告示は、平成17年3月2日から効力を生ずる。

平成17年3月1日

銚子市長 野 平 匡 邦

変更調書

新 町名	旧		地 番
	大字	字	
八木町	八木	南割	4, 964
		新田前	5, 176 5, 177の2 5, 218の2 5, 220~5, 225
		目出倉 新田前	5, 219

及びこれらの区域に隣接介在する道路である公有地の全部

備考 上記の土地の表示は、平成16年6月10日現在の土地登記簿謄本によるものである。